

様式第1号

事後評価シート

県土整備部

番号	事業名 箇所名	市町村名	事業概要	事業期間			事業費 (百万円)	対象 理由	担当課
				着手	※1 再評価	完成			
10	港湾改修事業 細島港11号岸壁	日向市	岸壁延長L=110m 岸壁水深-6.5m	H23	-	H28	1,188	①	港湾課

事後評価の結果 ※2

【事業の目的】

細島港は本県北部に位置し、東九州産業開発の拠点として、旭化成をはじめとする製造業及びその関連企業を中心に集積が進んできた。

細島港11号岸壁は、主に石油製品を取り扱い本県北部のエネルギー供給機能を有し重要な役割を担っている。しかし、供用から37年経過し老朽化が著しく、施設の機能低下が見られ荷役への支障が常態化している。

このことから、老朽化に伴う岸壁の機能低下による荷役障害の解消と、県内への安定したエネルギー供給の確保を目的に岸壁の整備を行う。

【事業効果の発現状況】

当岸壁整備により、施設の機能低下に伴う荷役障害の常態化を解消し、船の接岸や荷役作業の安全性向上が図られた。また、大型化船舶の入港隻数が増加し、安定したエネルギーの供給が確保された。

項目	改良前 (H20)	将来予測 (ヒアリング)	改良後 (H29)
石油類取扱量	30万トン	26.5万トン	28万トン

項目	改良前 (H20)	改良後 (H29)
大型船舶入港数 (2千トクラス)	0隻	15隻

【事業による環境の変化や環境保全】

埋立による環境保全評価を実施し事業の環境への影響は認められない。石油製品の利用船舶が大型化することにより、CO₂削減による環境保全効果がある。

【施設の維持管理状況】

適正に維持管理されており、管理上の問題はない。
施設の維持管理計画を策定し、定期的に点検を実施している。
定期点検・・・5年に1回
巡視点検・・・週に1回

【今後の事業評価の必要性】

当該整備により、船舶及び利用者の安全が図られ安定した荷役が確保され、所定の効果を発現していることから、更なる事後評価の必要性はないものとする。

【改善措置の必要性】

当該整備により、船舶及び利用者の安全が図られ安定した荷役が確保され、所定の効果を発現していることから、今後の改善措置の必要性はないものとする。

【同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性】

特になし。

総合評価	特記事項
事業効果が認められる。	特になし。

(対象理由)

- ①全体事業費が基準額以上であり、かつ事業完了後一定期間が経過した事業
- ②再度、事後評価の必要があると判断した事業

※1 再評価の実施年度については、直近のものを記載すること。

※2 事後評価の際には、出来る限り客観的な数値を記載すること。